

政府の「こども家庭庁設置法案」

組織

2023年4月に内閣府の外局として首相直轄の「こども家庭庁」設置予定。厚労省や文科省から300人規模の職員を集める

業務

内閣府や厚労省から子どもや子育てに関わる部署を移管。全省庁への勧告権を付与

自公提出の議員立法「こども基本法案」

目的

子どもの権利を守る理念を規定

政策

政府は子ども政策の大綱を策定。首相をトップにする「こども政策推進会議」を設置。法律の施行後5年をめぐりに評価と措置を検討

こども家庭庁 他省庁に勧告権

関連法案が衆院通過

こども家庭庁の新設などを柱とした子ども政策の関連法案が17日、衆院で可決した。18日に参院で審議入りする。こども家庭庁に他省庁への勧告権を与え、首相直轄の「こども政策推進会議」を創設する。幼稚園と保育所の所管を統合する幼保一元化は見送り、行政の縦割り是一部に残る。

関連法案は政府が提出した「こども家庭庁設置法案」と与党による議員立法の「こども基本法案」などがある。今国会中に成立すれば2023年4月にこども家庭庁が発足する。基本法案も同時期に施行する。こども家庭庁は首相が直接所管する組織になる。内閣府の外局として

幼保一元化は見送り



子育て支援施設の親子

つくり、専任の閣僚と長官を置く。厚生労働省や文科省などから職員を集め、総勢3000人規模になる見通しだ。

子ども政策に関わる役所は多い。例えば児童福祉法、総務、法務、警察などの各省庁が担当する。それぞれが別々に仕事を

新組織には厚労省や内閣府が担ってきた子ども関係の部局についてはほぼ全てを移管する。人や情報、予算を集中すれば、効率が上がると見られる。立案や遂行が迅速になると期待する。厚労省が所管する保育所と内閣府の認定こども

園は新組織が担う。一方で幼稚園や義務教育といった教育分野は文科省に据え置く。長年の検討課題だった幼保一元化は実施しない。文科省が担当する分野と新組織の間で省庁の壁が弊害になる可能性がある。このため設置法案はこども家庭庁が文科省を含む各省庁に勧告する権限を付与した。各省庁は指示に従う必要がある。組織の枠を超えた政策をとりやすくする狙いだ。

与党の議員立法も官邸主導で縦割りを打破する制度を盛り込んだ。首相がトップを務めて子ども政策を進めることも政策推進会議を新設する。国の子ども関連政策の大きな指針となる大綱をつくることも定めた。これまでは内閣府と厚労、文科両省などがそれぞれ審議会を設けていた。検討する場を絞れば政策が乱立したり、省庁間で繰り返し調整したりする例を減らせる。

少子化対策が進む欧州にはあって今回の関連法案にはない制度もある。例えば政府から独立した第三者機関の設置だ。「子どもミッション」や「子どもミッション」と呼び、子どもの権利が守られているかを調査・勧告する。現場の状況を把握して、政府や地方自治体などに改善を促す。子どもには選挙権がなく、自ら権利や不利益を訴えるのが難しいためだ。英国では第三者機関が勧告したことで、子どもの就学支援のための給付金制度が拡充した。アイルランドでは学校のいじめ問題が改善したとの分析もある。

同機関は欧州47カ国中、30カ国以上にのぼる。今回、与党では公明党が導入を求めたが自民党に異論があった。同党には「子どもは家庭で育てる」という伝統的な家族観を重視する意見もある。「第三者が家庭教育に過度に関与する」といった懸念が一部から出た。

議員立法には法律施行から5年後をめぐりに、政策の実施状況を再検証して「必要な措置を講じる」と明記した。第三者機関は野党も必要性を説く。将来的に検討課題に再浮上する公算が大きい。厚労省が2月に発表した21年の出生数(速報値)は84万2897人。6年連続で過去最少を更新しており、少子化に歯止めがかからない。政府は長年、様々な対策をとってきたが有効打は乏しい。従来の枠を超えた新組織に衣替えして抜本策を示せるかが問われる。

厚労省が所管する保育所と内閣府の認定こども